

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

- 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び北海道議会の
会派及び議員の政務活動費に関する条例の一部を改正する条例
.....（議会事務局総務課） 1

条 例

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び北海道議会の会派
及び議員の政務活動費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び北海道議会の
会派及び議員の政務活動費に関する条例の一部を改正する条例
（北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第 1 条 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海
道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

（北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例の一部改正）

第 2 条 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例（平成13年北海道
条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。